

株式報酬に係る開示規制について

内閣府規制改革推進室 規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ(第11回)

2023年4月11日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

「コーポレートガバナンス・コード」における経営陣の報酬についての考え方

- 「コーポレートガバナンス・コード」において、経営陣の報酬については、中長期的な業績等を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきとされている

「コーポレートガバナンス・コード」【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

「コーポレートガバナンス・コード」 補充原則4-2①

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

2019年株式報酬に係る開示規制の見直し

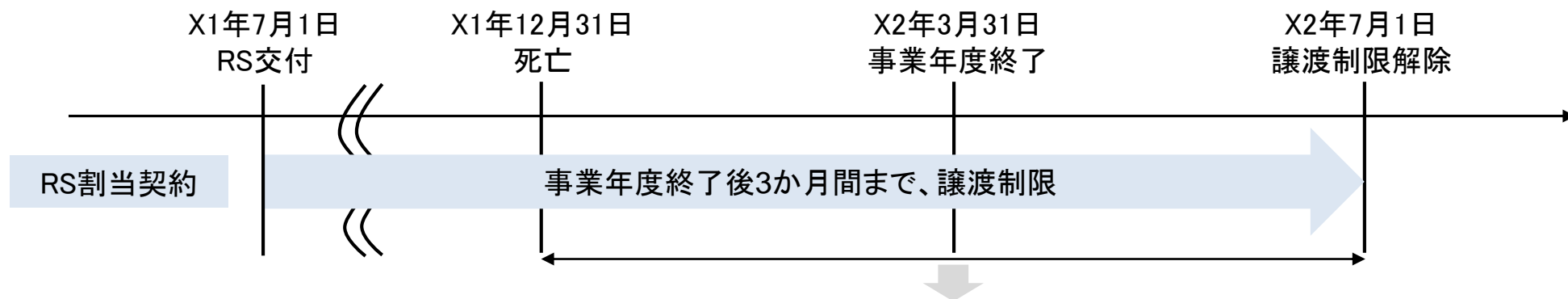
- 譲渡制限付株式(RS)は、交付対象者が発行会社等の役員等に限られ、一定期間の譲渡制限が付されている場合は、ストック・オプションと同様、有価証券届出書に代えて臨時報告書の提出で足りるとしている

経緯等	<ul style="list-style-type: none">■ 経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬としての株式報酬の導入が広がっており、譲渡制限が付されているストック・オプションを交付する代わりに、労務の対価として譲渡制限付株式を交付する企業が増加■ そのため、当該譲渡制限付株式についても、ストック・オプションと同様の措置を求める要望が多くあったことを踏まえ、整備を行ったもの
趣旨	<ul style="list-style-type: none">■ コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、企業の経営陣等に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与するため、株式による業績連動報酬の利用を促進することを目的
内容	<ul style="list-style-type: none">■ 募集・売出しの相手方が、会社情報を既に取得し又は容易に取得することができる場合(相手方を取締役等に限定)であって、譲渡制限により一般投資家に一定期間流通しないときは、投資家保護に欠けることがないため、有価証券届出書の提出を不要とし臨時報告書(有価証券の情報のみを記載)の提出で足りる
	<ul style="list-style-type: none">■ 特例あり(有価証券届出書に代えて臨時報告書の提出で足りる) <p>(要件)</p> <ol style="list-style-type: none">① 交付相手方が取締役等② 上場株式③ 譲渡制限付の株式(譲渡制限期間は、交付日の属する事業年度経過後3月超)

RSの有価証券届出書を不要とする要件(譲渡制限)

- RSの有価証券届出書を不要とする要件として、「事業年度終了後3か月間」の譲渡制限を求めている(譲渡制限の要件)が、実務上は、役職員の死亡等の場合には、譲渡制限が解除される旨の条項が含まれたRS割当契約を締結していることも多い
- しかし、このような例外条項が含まれている場合、譲渡制限の要件を満たすかどうかは明確でない

3月決算で、6月の株主総会決議後、7月1日にRSを付与している会社の従業員が12月末に死亡した場合の例



死亡等の不可抗力による退任により譲渡制限が解除される旨の条項が含まれている場合でも、譲渡制限の要件を満たし、有価証券届出書の提出が不要となり得ることを明確化することが考えられる

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(2019年6月21日) ●株式報酬に係る開示規制の見直し No.1

報酬プランの中には、譲渡制限期間満了前の退任等、一定の理由による譲渡制限の解除の定めが存在するものもあると考えられますが、そのような定めには、様々なものがあり得ると考えられるため、本改正後の金商法施行令第2条の12第1号の要件を満たすかは、本改正の趣旨に照らして個々に判断が行われるべきものと考えられます。

「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」における提案と検討結果(2022年度)

2022年度「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」における提案と検討結果(抜粋)

【提案事項】 株式報酬の活用促進に向けた有価証券届出書の開示規制の緩和①

【提案内容】 日本経済団体連合会 (2022年11月18日)

- 譲渡制限付株式報酬を一層活用しやすくするために、イレギュラーな事象による譲渡制限の解除があった場合にも「提出不要の特例」を認めるべきである。
- 2019年7月の府令改正により、譲渡制限付株式報酬の発行に際して一定の要件を満たす場合に、有価証券届出書の「提出不要の特例」が設けられた。しかしながら、付与対象者の死亡や発行会社の組織再編等のイレギュラーな事象による譲渡制限の解除があった場合には、「提出不要の特例」の要件を満たさないことから、提出不要の特例の利用件数は限定的である(譲渡制限付株式報酬を導入した企業1,374社のうち、「提出不要の特例」が利用され、臨時報告書によって開示がなされたのは、81社に留まる(2022年6月末時点))。

【検討結果】 金融庁 (2022年12月14日)

- 譲渡制限付株式の募集については、(1)交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、(2)株式に取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月を超える期間譲渡が禁止される旨の制限が付されていることを条件に、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由としています。
- 株式報酬における株式の譲渡制限解除事由の定めには、様々なものがあり得ると考えられるため、譲渡制限期間に関する要件を充足するかは、本規定の趣旨に照らして個々に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の交付対象者の役員等の死亡等の解除事由については、その定めにかかわらず、(2)の譲渡制限期間に関する要件を充足し得ることを明確化することが考えられないか、検討します。